

平成24年3月23日

生駒市政担当記者 様

生駒市市長公室職員課

懲戒処分の公表について

生駒市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

- 1 被処分者 福祉事務所・課長（男性）57歳
- 2 処分発令日 平成24年3月22日
- 3 処分の内容 懲戒処分 減給10分の1 3か月
- 4 適用法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- 5 事案の概要

平成23年11月18日付けで請求のあった住民監査請求（準附属機関の委員謝礼に係る措置請求）に関して、市職員により作成された弁明書の写しを、監査結果が通知される前に、当該住民監査請求の請求人に手渡したもので、監査事務に対する信用失墜行為に該当するものである。

問い合わせ

生駒市市長公室職員課

TEL0743-74-1111 内線241、242